第２回 安来市景観計画策定委員会

令和８年８月２４日



もくじ

１．前回の内容の確認

２．各項目ごとの進捗報告

３．今後のスケジュール

１．前回の内容の確認

２．各項目ごとの進捗報告

３．今後のスケジュール

１．前回の内容の確認（景観計画の目的）

安来市の良好な景観を形成・維持・向上すること

安来市には、飯梨川や伯太川などの河川や中海、安来節の歌詞にも登場する社日桜や十神山、鷹入の滝といった四季折々の自然を感じられる景観が残されています。

自然以外にもどじょうすくい踊りや寺社、城跡といった歴史文化を感じられる景観や、広瀬、伯太の城下町として栄えたまちなみが残されています。

本計画では、これまで受け継いできたこれらの美しい景観を守り育てていくことを目的とします。

1．前回の内容の確認（景観計画とは）

景観計画…まちの良好な景観を守り育てるために、景観法に基づいて県や市町村が策定する基本計画

【現状】県条例により、景観に関するルールが定められている。
→ルールの見直しには県条例の改正が必要。

【目的】景観計画の策定・市条例の制定。
→市（地域）の実情・市民の意見を反映したルールの制定、見直しを可能にする。

安来市景観計画では、よりきめ細やかな景観づくりを行うために、市内の景観資源を整理した上で、市の実情に考慮した良好な景観形成に関する方針やルールを定める。

1．前回の内容の確認（景観計画の構成）

項　目	内　容
第1章　はじめに	目的、位置づけなどの基本的事項
第2章　安来市の概要	安来市の位置や地勢など
第3章　景観の特性と課題	景観の捉え方と景観形成上の課題
第4章　景観計画区域	景観計画の対象区域
第5章　将来像と基本方針	関連計画との整合性を前提とした方針
第6章　届出対象行為	届出が必要となる行為・規模
第7章　景観形成基準	届出の審査基準
第8章　景観計画重点区域	規制を強める区域またはその候補区域
第9章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針と指定の基準
第10章　景観重要公共施設の指定方針	景観重要公共施設の指定方針と指定の基準
第11章　その他の方針	景観づくりに必要なその他の方針
第12章　景観づくりの推進	市民、事業者、行政の役割分担等

1．前回の内容の確認（安来市の景観特性）

景観は大きく分けて以下の３つに分類することができます。分類の中で安来地区・広瀬地区・伯太地区それぞれの特性を分析します。

地域区分	景観構造
安来地区	自然景観
	歴史文化景観
	まちなみ景観
広瀬地区	自然景観
	歴史文化景観
	まちなみ景観
伯太地区	自然景観
	歴史文化景観
	まちなみ景観

1．前回の内容の確認（区域設定）

項　目	内容・方針
景観計画区域	景観計画の対象とする区域 →**市内全域（中海を含む）**
重点区域	重点的に保全（規制）する必要がある区域 →今回は**指定しない** 代わりに、**候補地を指定**
重点区域候補地	重点区域の候補となる区域 →計画**見直しの際に重点区域に**格上げ検討

1．前回の内容の確認（届出対象行為、景観形成基準）

項　目	内容・方針
届出対象行為	建築物の新築、増改築など →対象規模は**現在の県条例と同様**とする ＝大規模行為を対象 （例）高さ13ｍまたは建築面積1,000㎡超など
景観形成基準	届出に対する審査基準 →**現在の県告示と同様**とする

ポイント

・**規制レベルは現在と変わらない**
・市条例で定めることで、**市による見直しができる状態にする**

1．前回の内容の確認（その他の事項）

項　目	内容・方針
重要建造物 重要樹木	指定すると、現状変更に許可を要する →今回は指定しない 指定の基準は定めておく
重要公共施設 (河川・公園等)	整備方針や占用許可基準を定めることで、 質の高い公共空間を生み出すことができる →今回は**指定しない** **見直し時に検討**
屋外広告物	許可基準、禁止地域等 →当面は**県条例で規制をおこなう（変更）**
推進方策	市民・事業者・行政の役割分担、計画の進行管理 →他市事例を参考に整理する

ポイント

・**規制レベルは現在と変わらない**
・**屋外広告物条例（市条例）は計画見直し時に検討する（変更）**

１．前回の内容の確認（策定のコンセプト）

今回の景観計画策定のコンセプト

「スモールスタート」と「ブラッシュアップ」

・まずは最低限の内容で策定（スモールスタート）

→市民の景観意識を醸成

・おおむね５年ごとの見直し（ブラッシュアップ）

→市民アンケート・地元要望を踏まえ必要な地区へ必要な規制を追加

１．前回の内容の確認

２．各項目ごとの進捗報告

３．今後のスケジュール

2．各項目の進捗報告（計画書案の項目と章立て）

項　目	内　容	案の提示
第1章　はじめに	目的、位置づけなどの基本的事項	前回提示済
第2章　安来市の概要	安来市の位置や地勢など	次回
第3章　景観の特性と課題	景観の捉え方と景観形成上の課題	本日提示
第4章　景観計画区域	景観計画の対象区域	前回提示済
第5章　将来像と基本方針	関連計画との整合性を前提とした方針	本日提示
第6章　届出対象行為	届出が必要となる行為・規模	前回提示済
第7章　景観形成基準	届出の審査基準	前回提示済
第8章　景観計画重点区域	規制を強める区域またはその候補区域	本日提示
第9章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針と指定の基準	本日提示
第10章　景観重要公共施設の指定方針	景観重要公共施設の指定方針と指定の基準	本日提示
第11章　その他の方針	景観づくりに必要なその他の方針	本日提示
第12章　景観づくりの推進	市民、事業者、行政の役割分担等	本日提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示

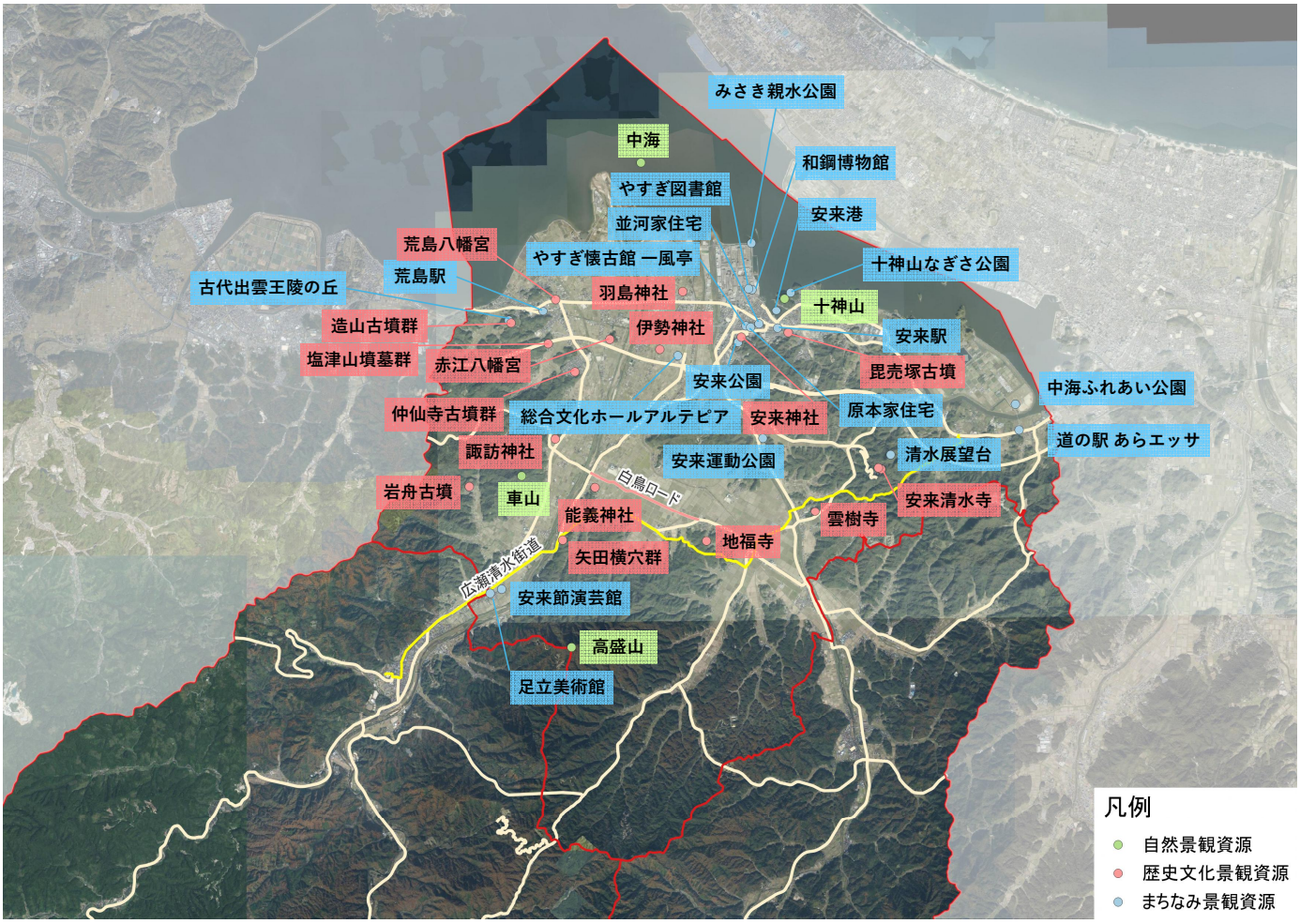
安来地域

安来地域は、能義平野を中心に、中海や大山に囲まれた広大な自然景観が広がっています。また、三重塔をはじめとした重要文化財を擁する安来清水寺や南北朝時代に開山された雲樹寺、1300年以上の歴史を持つ月輪の神事などの歴史文化が息づく地域です。安来地域においては、たたら製鉄の積み出し港として栄えた面影を残す旧商家のまちなみとハガネの生産地として発展してきた工業地域が共存し、自然・歴史文化・まちなみ景観が調和していることが特徴です。

景観の要素	景観資源（別紙１）
自然景観	白鳥ロード（コハクチョウ）、社日桜、大山、十神山、車山、高盛山、中海、飯梨川、伯太川、木戸川、吉田川・ホタル
歴史文化景観	広瀬清水街道、卜蔵新田、赤江新田、安来清水寺、赤江八幡宮、雲樹寺、能義神社、地福寺、荒島八幡宮、羽島神社、伊勢神社、安来神社、諏訪神社、古代出雲王陵の丘の造山公園、岩舟古墳、仲仙寺古墳群、塩津山古墳群、造山古墳群、毘売塚古墳、矢田横穴群、安来節、月の輪祭り、赤江八幡宮御田植神事、どじょうすくい踊り、銭太鼓
まちなみ景観	足立美術館、和鋼博物館、安来駅、荒島駅、安来港、総合文化ホールアルテピア、鷺の湯温泉、安来節演芸館、やすぎ懐古館一風亭、並河家住宅、原本家住宅、相坂家住宅、道の駅あらエッサ、古代出雲王陵の丘、清水展望台、安来の街並み、やすぎ図書館、中海ふれあい公園、十神山なぎさ公園、みさき親水公園、安来公園（社日公園）、安来運動公園

案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）



案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

安来地域の視点場

視点場	視点場からの眺望
①清水展望台	別紙２のとおり
②十神山	
③十神山なぎさ公園	
④安来市役所安来庁舎展望テラス	
⑤あたご山展望公園	
⑥安来公園（日本台）	
⑦安来公園（世界平）	
⑧古代出雲王陵の丘眺望広場	
⑨塩津山古墳群	
⑩車山烽台跡	
⑪高盛山	
⑫なかうみ農村公園	

※太字は県の景観形成指針ガイドプラン記載の視点場

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示



2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示

安来地域の景観づくりの課題

- 伯太川、飯梨川の堤防や能義平野から見える大山の眺望景観の保全
- 中海沿岸部から見える中海や大山の眺望景観の保全
- 自然景観、歴史文化景観と工業地域の調和
- 安来駅周辺の古いまちなみ景観の保全
- 商店街の衰退による空き店舗、空き地の増加に対するまちなみ景観への対策
- 国道9号沿いの景観の対策
- スマートインターチェンジ周辺の良好な景観形成

案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

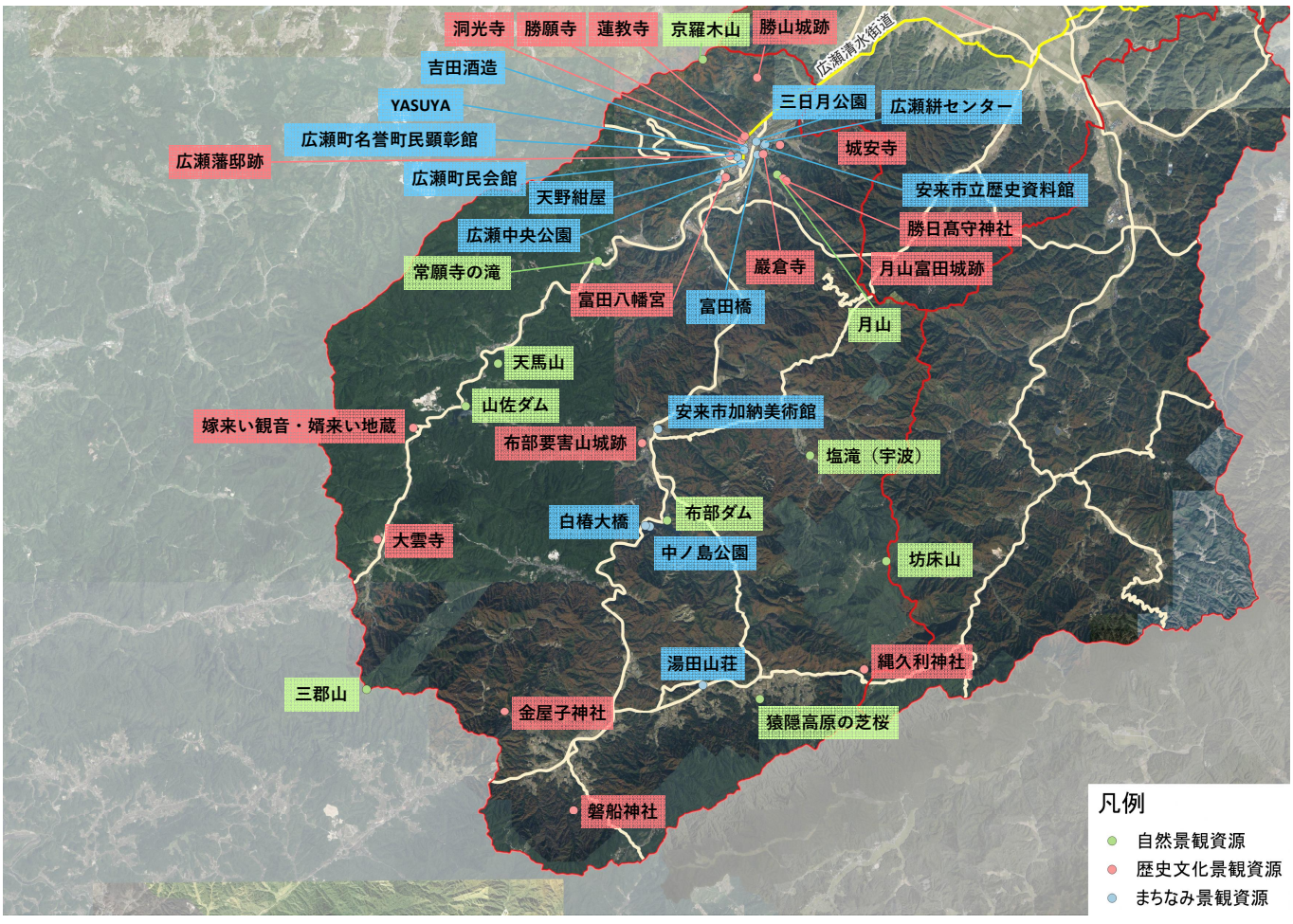
広瀬地域

広瀬地域は、月山を中心に、飯梨川や山佐川、布部ダムや山佐ダムなど、山林と河川が一体となった自然景観が広がっています。また、日本の五大山城の一つである月山富田城をはじめ、広瀬藩の城下町として発展したまちなみなど、歴史文化を感じる地域です。広瀬地域においては、月山から見える広瀬のまちなみと、広瀬のまちなみからみえる月山の相関関係に歴史が感じられる点が特徴です。

景観の要素	景観資源（別紙１）
自然景観	天馬山割れ石、猿隠高原（シバザクラ）、飯梨川（桜）、布部ダム（白椿）、月山、天馬山、坊床山、比田連峰、三郡山、京羅木山、飯梨川、洞貫川、山佐川、オオサンショウウオ（西谷）、常願寺の滝、塩滝（宇波）
歴史文化景観	広瀬清水街道、嫁来い観音・婿来い地蔵、安来市立歴史資料館、安来市加納美術館、富田八幡宮、勝日高守神社、金屋子神社、大雲寺、縄久利神社、巌倉寺、磐船神社、洞光寺、勝願寺、蓮教寺、城安寺、月山富田城跡、広瀬藩邸跡、勝山城跡、布部要害山城跡、尼子の里のおひなまつり、広瀬祇園祭、愛宕祭
まちなみ景観	西比田の町並み、吉田酒造、天野紺屋、広瀬町民会館、広瀬絣センター、広瀬YASUYA、広瀬町名誉町民顕彰館、山佐ダム、布部ダム、白椿大橋、富田橋、富田山荘、三日月公園、中ノ島公園、広瀬中央公園

案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）



2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示

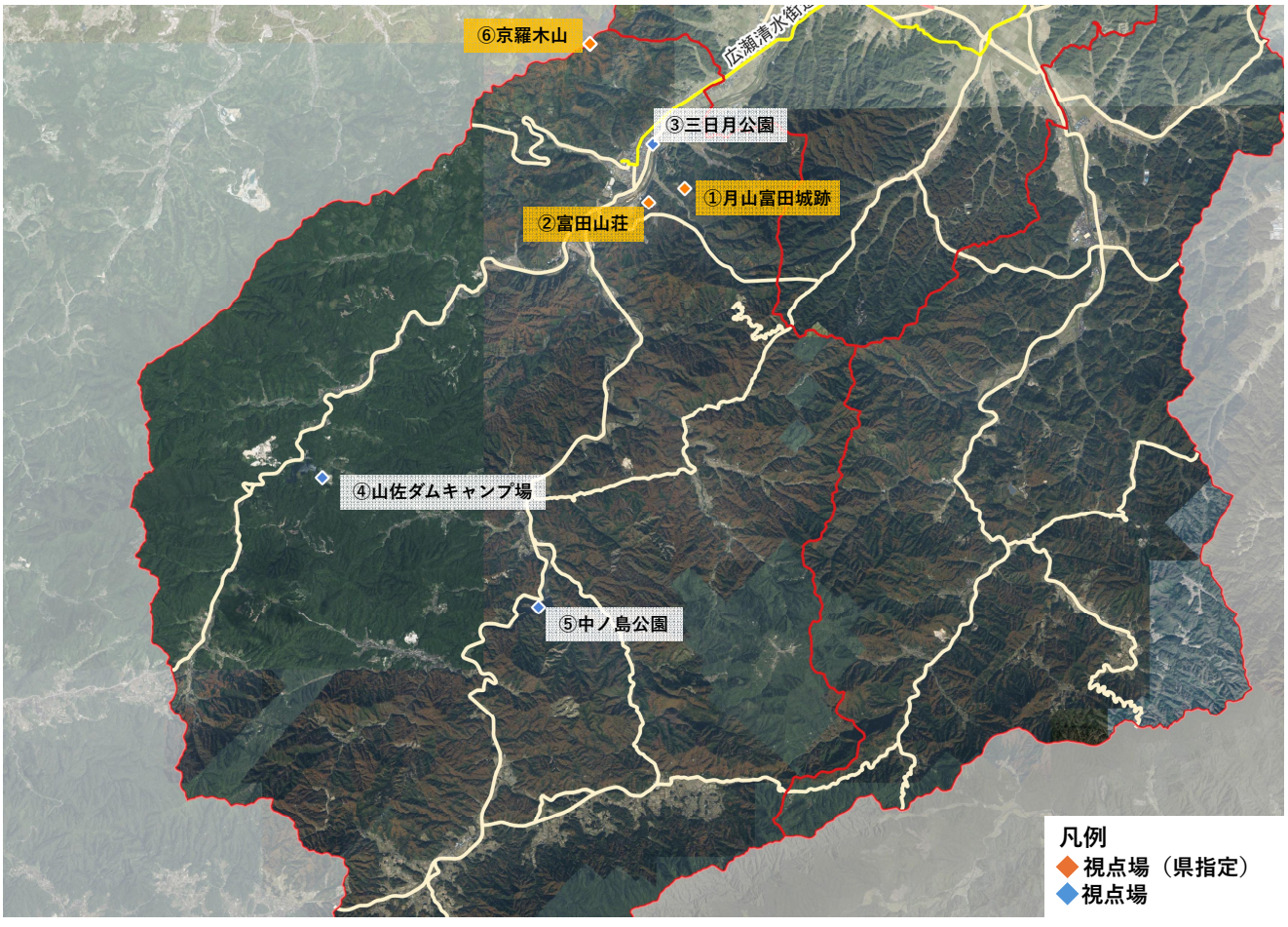
広瀬地域の視点場

視点場	視点場からの眺望
①月山富田城跡	別紙２のとおり
②富田山荘	
③三日月公園	
④山佐ダムキャンプ場	
⑤中ノ島公園	
⑥京羅木山	

※太字は県の景観形成指針ガイドプラン記載の視点場

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示



2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

広瀬地域の景観づくりの課題

- まちから見える月山の眺望景観の保全
- 月山から見る眺望景観の保全
- 自然景観、歴史文化景観とまちなみ景観の調和
- 広瀬藩の城下町として栄えた古いまちなみ景観の保全
- 水辺や山林、田園風景等の自然景観の保全
- 山佐ダム、布部ダム周辺の自然景観の保全

案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

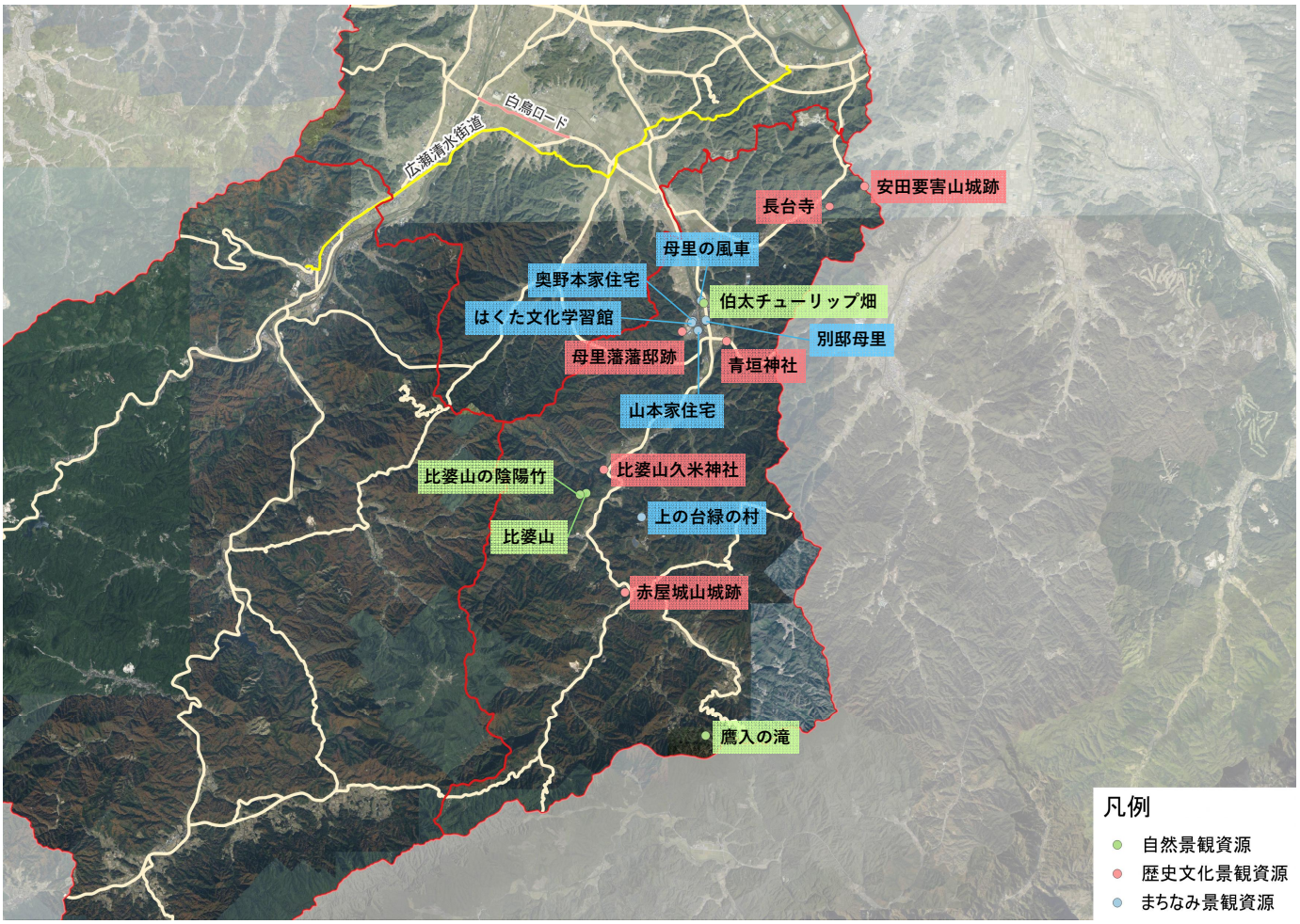
伯太地域

伯太地域は、日本名水百選にも選ばれた鷹入の滝や伯太川に代表される豊かな水辺と山の自然景観が広がっています。また、出雲国風土記に登場する比婆山久米神社や、戦国時代に尼子氏の拠点であった山城跡など、歴史を感じさせる景観を有する地域です。伯太地域においては、陣屋町として栄えた面影を残すまちなみなど、自然・歴史文化・まちなみの要素が調和した景観が特徴です。

景観の要素	景観資源（別紙１）
自然景観	チューリップ畑、伯太川（桜）、比婆山の陰陽竹、比婆山、安田要害山、伯太川、鷹入の滝、安田川（ホタル）
歴史文化景観	長台寺、比婆久米神社、青垣神社、安田要害山城跡、母里藩々館跡、赤屋城山跡、イザナミ祭、八朔祭、田面神社五穀祭、伯太太鼓
まちなみ景観	奥野本家住宅、山本家住宅、別邸母里（旧柴田邸）、上の台緑の村、風車、コスモス街道、あじさいロード、はくた文化学習館、母里藩当時の町並み

案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）



案提示

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

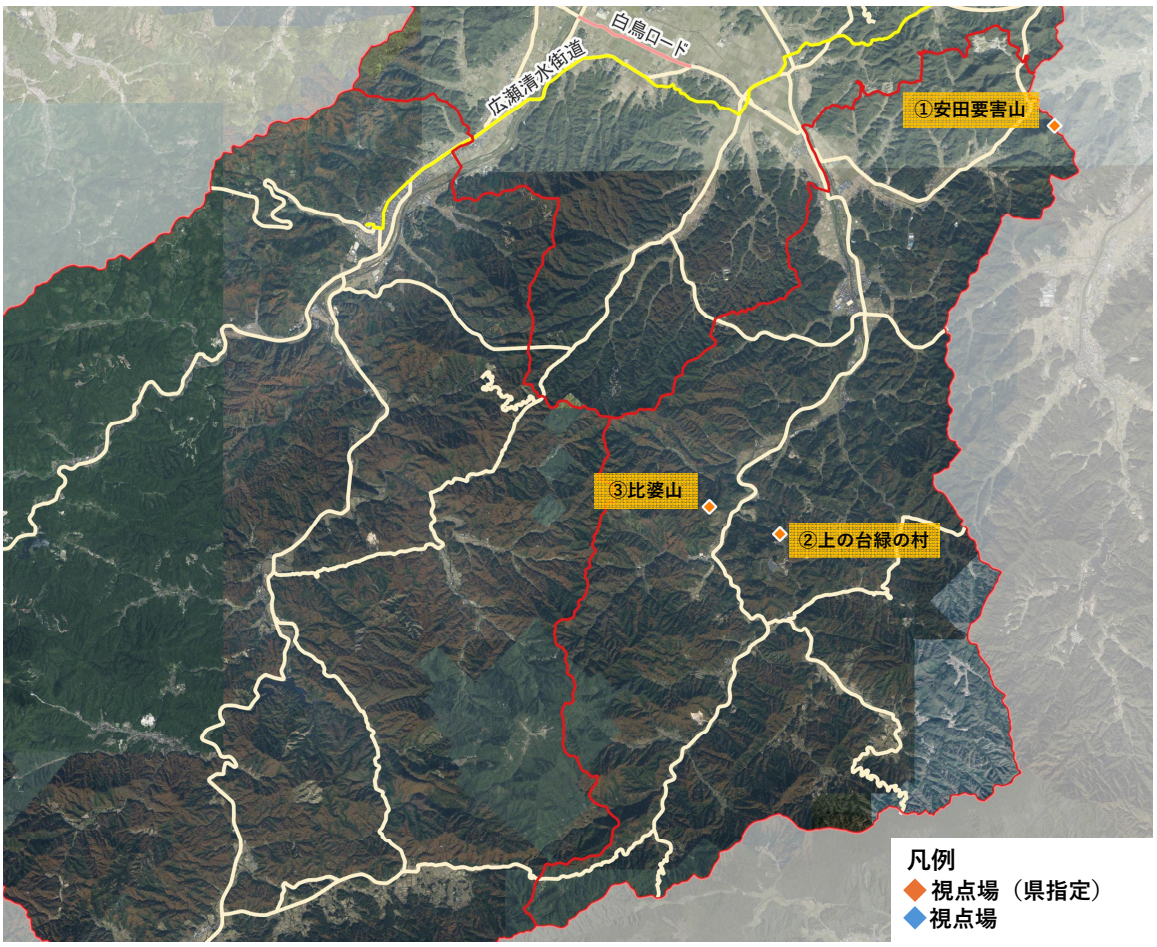
伯太地域の視点場

視点場	視点場からの眺望
①安田要害山	別紙２のとおり
②上の台緑の村	
③比婆山	

※太字は県の景観形成指針ガイドプラン記載の視点場

2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示



2．各項目の進捗報告（景観の特性と課題）

案提示

伯太地域の景観づくりの課題

- 比婆山久米神社などの歴史文化景観とその周辺の自然景観の保全
- 母里陣屋として栄えた古いまちなみ景観の保全
- 水辺や山林、田園風景等の自然景観の保全
- チューリップ畑周辺の景観の保全

案提示

2．各項目の進捗報告（基本方針案）

将来像

豊かな自然と受け継いできた歴史文化や暮らしの景観を大切に守り、育て、心穏やかに暮らせるまち

景観づくりの基本方針

①安来市固有の景観を大切にする。

②豊かな自然景観を大切にする。

③受け継がれてきた歴史文化景観を後世に伝える。

④心穏やかに暮らせる「まち」の景観を守り育てる。

案提示

2．各項目の進捗報告（地域別の景観形成方針案）

地域別の景観形成方針

	安来地域	広瀬地域	伯太地域
自然景観	大山眺望、中海眺望、能義平野、河川堤防等の景観を保全する	月山眺望、河川沿い、ダム周辺、棚田等の景観を保全する	比婆山、安田要害山眺望、河川沿い、棚田の景観を保全する
歴史文化景観	古くから立地している社寺周辺の景観を保全する	広瀬藩の城下町の面影がしのばれる景観を保全する	母里藩の城下町の面影がしのばれる景観を保全する
まちなみ景観	古い商家などのまちなみに配慮する 工場地周辺の景観づくりに配慮する	古い商家や地割などに配慮する	古い商家などに配慮する
共通	市の花である「桜」景観の維持・向上を図る 観光拠点などへのアクセス道周辺の景観を大切にする 出雲国風土記関連地や文化財周辺の景観を大切にする		

2．各項目の進捗報告（景観計画重点区域案）

案提示

景観計画重点区域

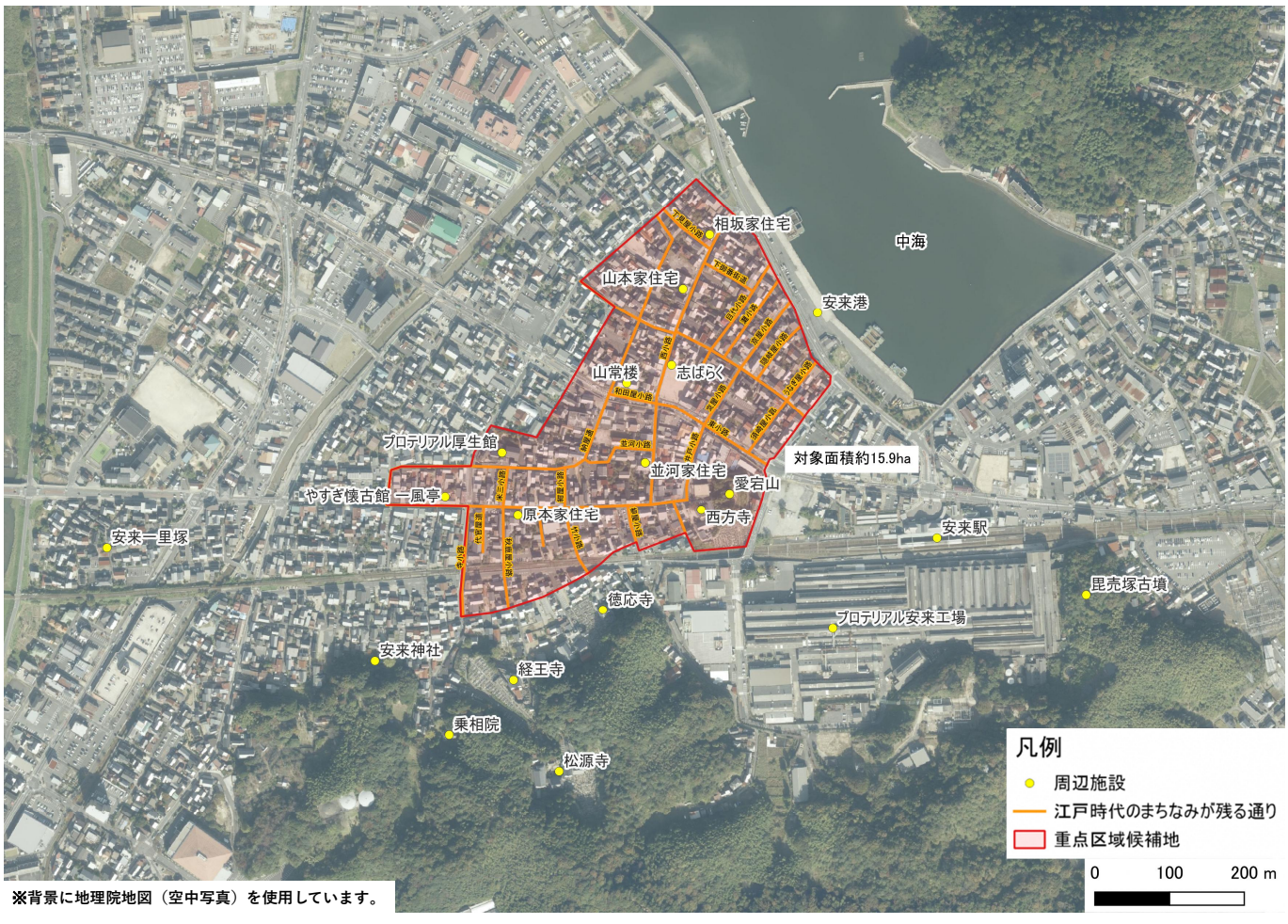
- 景観まちづくりを積極的に展開し、景観まちづくりのモデルとなって、本市の景観形成を牽引する区域。
- 届出対象行為のきめ細やかな指定により、景観形成を誘導することが可能だが、景観計画区域に比べ、強い規制が掛かる。

→今回は指定せず、良好な景観を形成している区域については、景観計画重点区域候補地として指定し、今後重点区域への指定を検討する。

候補地	選定理由
安来地域	たたら製鉄の積出港として発展した旧商家のまちなみや、鉄工で栄えたまちなみが、昔懐かしい情緒を漂わせているため。
広瀬地域	戦国時代に尼子氏によって繁栄し、その後は広瀬藩が置かれるなど城下町として栄えたまちなみが残っているため。
伯太地域	母里藩１万石の城下町の面影や、江戸時代の武家屋敷が立ち並んでおり、江戸～明治時代の街並みの風情が色濃く残っているため。

2．各項目の進捗報告（景観計画重点区域候補地案）

案提示



※背景に地理院地図（空中写真）を使用しています。

2．各項目の進捗報告（景観計画重点区域候補地案）

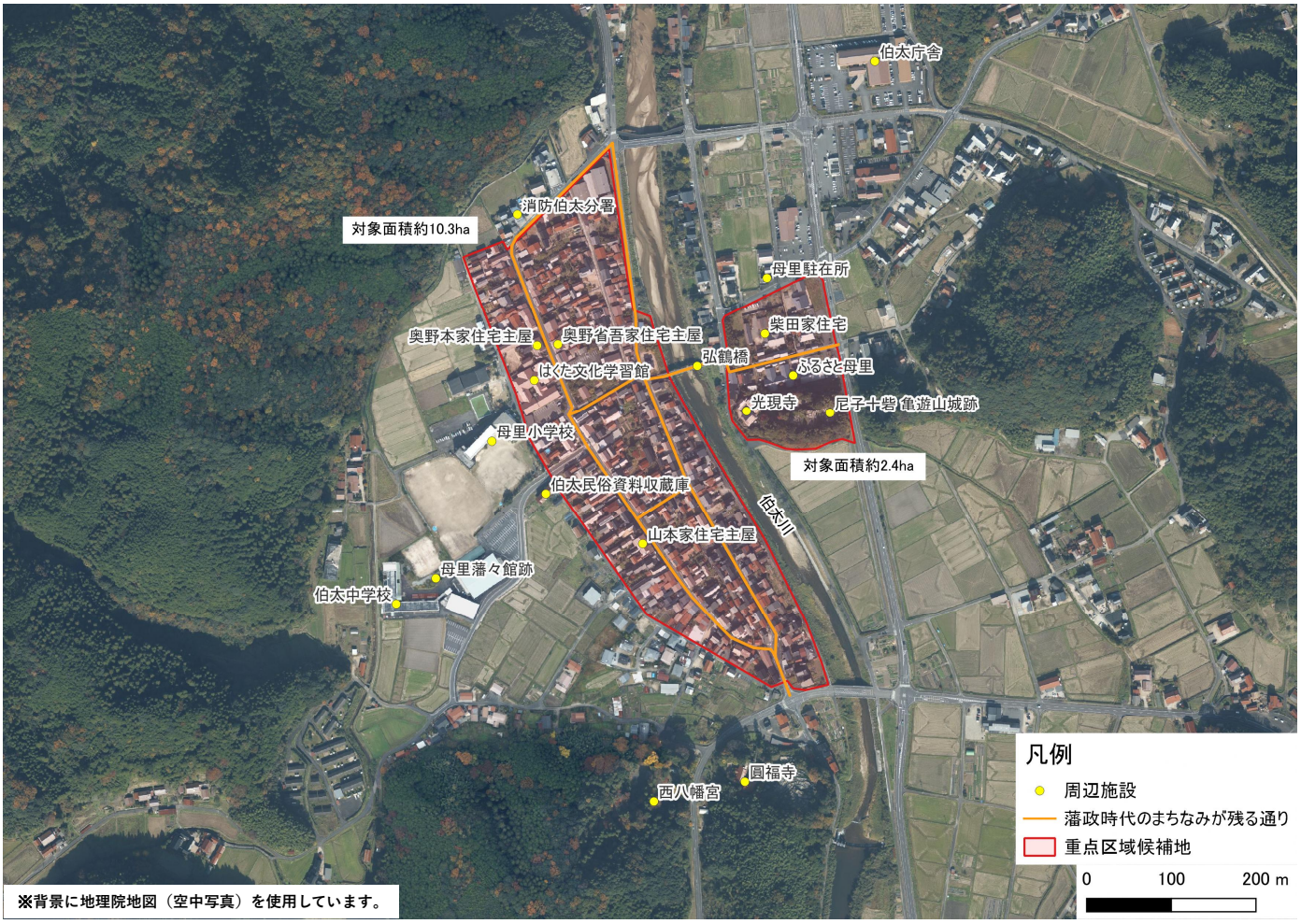
案提示



※背景に地理院地図（空中写真）を使用しています。

2．各項目の進捗報告（景観計画重点区域候補地案）

案提示



※背景に地理院地図（空中写真）を使用しています。

案提示

２．各項目の進捗報告
（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針案）

指定方針

- 建造物（建造物に付随し、良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む）の外観及び樹容（樹木の姿）に、地域の自然・歴史・文化等の景観上の特徴が表れており、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であるもの。

案提示

２．各項目の進捗報告
（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針案）

景観重要建造物の指定に関する基本的事項

- 外観に安来市の自然・歴史・文化・生活といった特性が表れ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 優れた形態・意匠を有し、市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な景観を与えているもの。
- 外観に伝統的な様式・技法が施され、市の歴史文化・生活文化が感じられるもの。
- 道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見できるもの。

案提示

２．各項目の進捗報告
（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針案）

景観重要樹木の指定に関する基本的事項

・樹容に安来市の自然・歴史・文化・生活といった特徴を有し、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・周辺景観の核となり、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・市の良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置・場所にあるもの。
・道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見できるもの。

案提示

２．各項目の進捗報告
（景観重要公共施設の指定方針案）

指定方針

- 河川、道路、公園などの公共施設について、景観形成に重要な役割を担っており、本市の景観づくりについて重要な景観軸と景観拠点となるもの。
- 公共施設は、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定することができ、国土交通省が示す分野毎の景観形成ガイドライン、島根県公共事業等景観形成指針を参考とする。

2．各項目の進捗報告（その他の方針案）

案提示

（1）景観まちづくりに対する支援

良好な景観の保全・形成のため、団体で取り組む景観まちづくりに対してその費用の助成を検討する。

（2）景観賞表彰制度

景観に関する意識啓発を兼ねた「景観賞表彰制度」に継続して取り組むことで、市民が主体になった活動等が、良好な景観の保全・形成に繋がっていくことの認識を深める。

（3）市が施行する公共施設の整備について

市が施行する公共施設（建築物・工作物等）については、その外観等が地域の景観と調和したものになるよう配慮するため、「安来市公共施設デザイン検討委員会」の設置を検討する。

2．各項目の進捗報告（その他の方針案）

案提示

（4）景観に関する市民による提案制度

市民による提案制度を景観条例で定めることで、地域の実情に合わせた規制や重点区域、重点区域候補地の設定を目指す。

（5）景観資源の活用に向けた整備の推進

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に基づき、景観資源の維持管理や活用を図る。

（6）文化財や自然公園等他法令と景観計画の連携について

文化財や自然公園等の他法令による規制内容を加味し、担当部局と連携を図り、必要に応じて景観計画へ反映し、良好な景観の保全・形成を目指す。

2．各項目の進捗報告（景観づくりの推進案）

景観づくりの推進にあたって重要なポイント

① 多くの人々の理解と協力の下に、多様な主体が連携して取り組むこと

② 市民、事業者、行政が本市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくこと

多様な主体と人々の「連携・協働」による景観まちづくりを推進することで、先人から受け継がれてきた本市のかけがえのない美しい景観を守り、育て、創造していく

2．各項目の進捗報告（景観づくりの推進案）

（1）市民の役割

- 地域ぐるみの環境美化活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくこと。

- 景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取組が少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むこと。

（2）事業者の役割

- 事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識すること。

- 緑化の推進や環境美化活動などによる景観まちづくりに積極的に取り組むこと。

2．各項目の進捗報告（景観づくりの推進案）

（3）行政の役割

- 景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民、事業者、行政の連携を積極的に推進すること。

- 景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むこと。

1．前回の内容の確認

2．各項目ごとの進捗報告

3．今後のスケジュール

３．今後のスケジュール

時　期		内　容
令和８年	８月	**第2回策定委員会**
	９月	素案完成
	１０月	庁内担当者会議（素案説明） 各課照会 都市計画審議会
	１１月	**第3回策定委員会**
	１２月	議会説明・パブリックコメント
令和９年	１月	（場合により各課照会、策定委員会）
	２月	都市計画審議会
	３月	条例案上程、計画完成

※時期は前後する場合あり